

# 収容場警備執務細則

福岡出入国在留管理局

## 目 次

第 1 章	総 則
第 1 条	趣 旨
第 2 条	看守責任者
第 3 条	看守勤務者の編成
第 4 条	非常設備
第 5 条	施設の点検
第 2 章	収 容
第 6 条	収容区分
第 3 章	看 守
第 7 条	看守勤務者の責務
第 8 条	看守勤務者の勤務体制及び職務
第 9 条	動しよう
第 10 条	勤務の交替
第 11 条	鍵の保管
第 12 条	人員点呼
第 13 条	収容場及び居室の出入口扉の施錠
第 4 章	保 安
第 14 条	保安計画
第 15 条	検 査
	附 則

## 福岡出入国在留管理局収容場警備執務細則

一部改正 平成15年 3月28日訓令第3号  
(平成15年 3月28日施行)  
平成25年 3月19日訓令第2号  
(平成25年 4月 1日施行)  
平成29年 5月18日訓令第3号  
(平成29年 5月18日施行)  
平成31年 3月28日訓令第2号  
(平成31年 4月 1日施行)

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、法務省設置法（平成11年法律第93号）及び地方出入国在留管理局組織規則（平成31年法務省令第27号）に基づき、福岡出入国在留管理局収容場（那覇支局の収容場を含む。以下同じ。）の警備の執務に必要な事項を定めるものとする。

(看守責任者)

第2条 看守勤務の入国警備官の長（以下「看守責任者」という。）は、処遇・執行担当の統括入国警備官（那覇支局にあっては、警務・調査活動・処遇・執行担当の統括入国警備官。以下「処遇担当統括」という。）の指揮監督の下に、看守勤務の入国警備官（以下「看守勤務者」という。）を指揮監督し、被収容者の処遇及び収容場の秩序維持についてその責に任ずるものとする。

2 看守責任者は、処遇担当統括が出張その他により不在の場合は、処遇担当統括に代わってその職務を行うものとする。

(看守勤務者の編成)

第3条 看守勤務者は、看守責任者 ■■■■ 及び看守勤務者 ■■■■ ■■■■ をもって編成するものとする。ただし、局長（那覇支局にあっては支局長。以下同じ。）は、被収容者の国籍、数、性別、動静その他の事情により看守勤務者の数を増員することができる。



ばならない。

- (1) 収容場の施設について、破損、故障等の異状を発見したときは、応急の措置を講じるとともに、直ちに看守責任者に報告すること。
- (2) 処遇担当統括の許可なく、収容場に看守勤務者及び巡視を行う監督者以外の者を立ち入らせないこと。
- (3) 被収容者の居室に入るときは、看守責任者に報告の上、他の看守勤務者の立会いの下に入室すること。
- (4) 被収容者の処遇上又は被収容者の退去強制手続上参考となる事項を認知し、又は資料を得たときは、直ちに看守責任者に報告すること。

(看守勤務者の勤務体制及び職務)

第8条 看守勤務者の勤務は、

とする。

- 2 見張り勤務者は、警備配置図(別表第3, 第4)に示すとし随時収容場内を動しようして次の職務を行うものとする。ただし、ものとする。

- (1) 被収容者の動静監視
- (2) 収容場に出入りする人及び物品の点検確認
- (3) 異状発見の際における動しよう勤務者に対する連絡及び看守責任者への報告
- (4) 看守勤務日誌(処遇規則別記第2号様式)の記載
- (5) 巡視を受けたときの監督者に対する報告

3 動しよう勤務者は、

として次の職務を行うものとする。

- (1) 収容場内外の動しよう
- (2) 見張室出入口、収容場内各居室の施錠及び解錠

- (3) 収容場に入入りする被収容者の連行
- (4) 被収容者の申出事項の処理
- (5) 理髪，面会，運動及び入浴の立会い
- (6) 被収容者の人員点呼
- (7) 見張り勤務者の職務への協力

4 休憩者は，次の勤務に備えて仮眠室（那覇支局にあっては，休憩室。）において休養（22時から翌朝6時までは仮眠）するものとする。

（動しよう）

第9条 見張り勤務者及び動しよう勤務者は，動しようを行うときは，被収容者の動静を把握するほか，被収容者に対する貸与品，居室の施錠，警報ベルその他施設等の異状の有無及び収容場内の衛生状態を点検確認し，かつ，収容場の保安上又は衛生上支障があると認められる物品の発見及び除去に当たらなければならない。

2 動しようは，  
  
首席入国警備官が定めるものとする。

3 見張り勤務者及び動しよう勤務者は，動しようを実施したときは，その結果を看守勤務日誌に記載しなければならない。

（勤務の交替）

第10条 見張り勤務者は，勤務を交替するときは，収容人員その他看守勤務に必要な事項の引継ぎを確実に行うとともに，交替の前後に看守責任者に報告しなければならない。

2 看守責任者は，勤務を交替するときは，引継事項の要旨を引継簿（第3号様式）に記載しなければならない。

3 看守勤務者は，  
ときは，看守責任者の許可を受けなければならない。この場合において，見張り勤務者及び動しよう勤務者は，勤務を交替するときは，第1項に準じて引継ぎを行うものとする。

(鍵の保管)

第11条 処遇担当統括は、看守責任者及び看守勤務者に携帯させる場合を除き、収容場及び居室の出入口扉の鍵を [REDACTED] の指定場所に保管しなければならない。

(人員点呼)

第12条 看守責任者は、次の要領により被収容者の人員点呼を実施するものとする。

- (1) [REDACTED]
- (2) [REDACTED]

- 2 看守責任者は、点呼終了後、速やかに処遇担当統括に対し、異状の有無を報告するとともに、見張り勤務者に対してその概要を知らせなければならない。
- 3 処遇担当統括は、随時人員点呼に立ち会い、指揮監督に当たらなければならない。

(収容場及び居室の出入口扉の施錠)

第13条 看守責任者は、首席入国警備官が必要と認めて指示した場合を除き、収容場及び各居室の出入口扉を施錠しておかなければならない。

## 第4章 保安

(保安計画)

- 第14条 首席入国警備官は、処遇規則第16条に規定する保安計画を策定し、局長の決裁を受けるものとする。
- 2 首席入国警備官は、前項の保安計画に定める事項について、年2回以上訓練を実施し、その結果を局長に報告するものとする。

(検査)

第15条 処遇担当統括は、収容場の保安上又は衛生上必要があると認めるときは、被収容者の身体、所持品及び衣類の検査を実施するものとする。

2 処遇担当統括は、XXXXXXXXXX居室及び附属施設の検査を実施しなければならない。

3 前2項の検査に当たっては、被収容者に対し、検査を実施する旨を告げて着手するものとする。

4 処遇担当統括は、検査の結果、収容場の保安上又は衛生上支障があると認められる物品等を発見したときは、所有者を確認した上、速やかに所定の領置手続等を執らなければならない。

5 処遇担当統括は、検査を実施したときは、その結果を局長に報告するとともに、看守勤務日誌に記載しておかななければならない。

附 則（平成13年1月6日訓令第9号）

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成29年5月18日訓令第3号）

この訓令は、平成29年5月18日から施行する。

附 則（平成31年3月28日訓令第2号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。



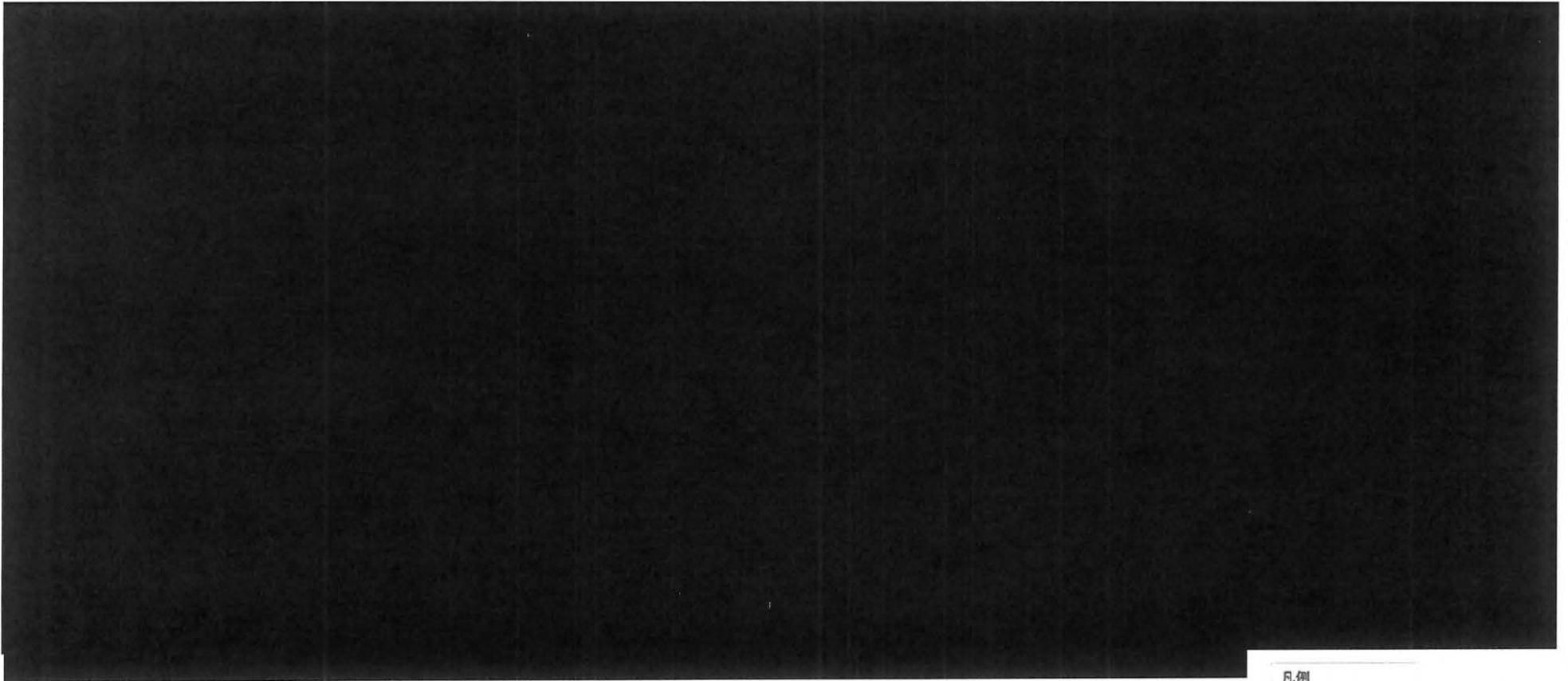


首席入国警備員	処遇相当統括

引 継 簿

月 日 曜日	
申 送 者	看 守 責 任 者
申 受 者	看 守 責 任 者
引 継 事 項	

# 非常設備位置図

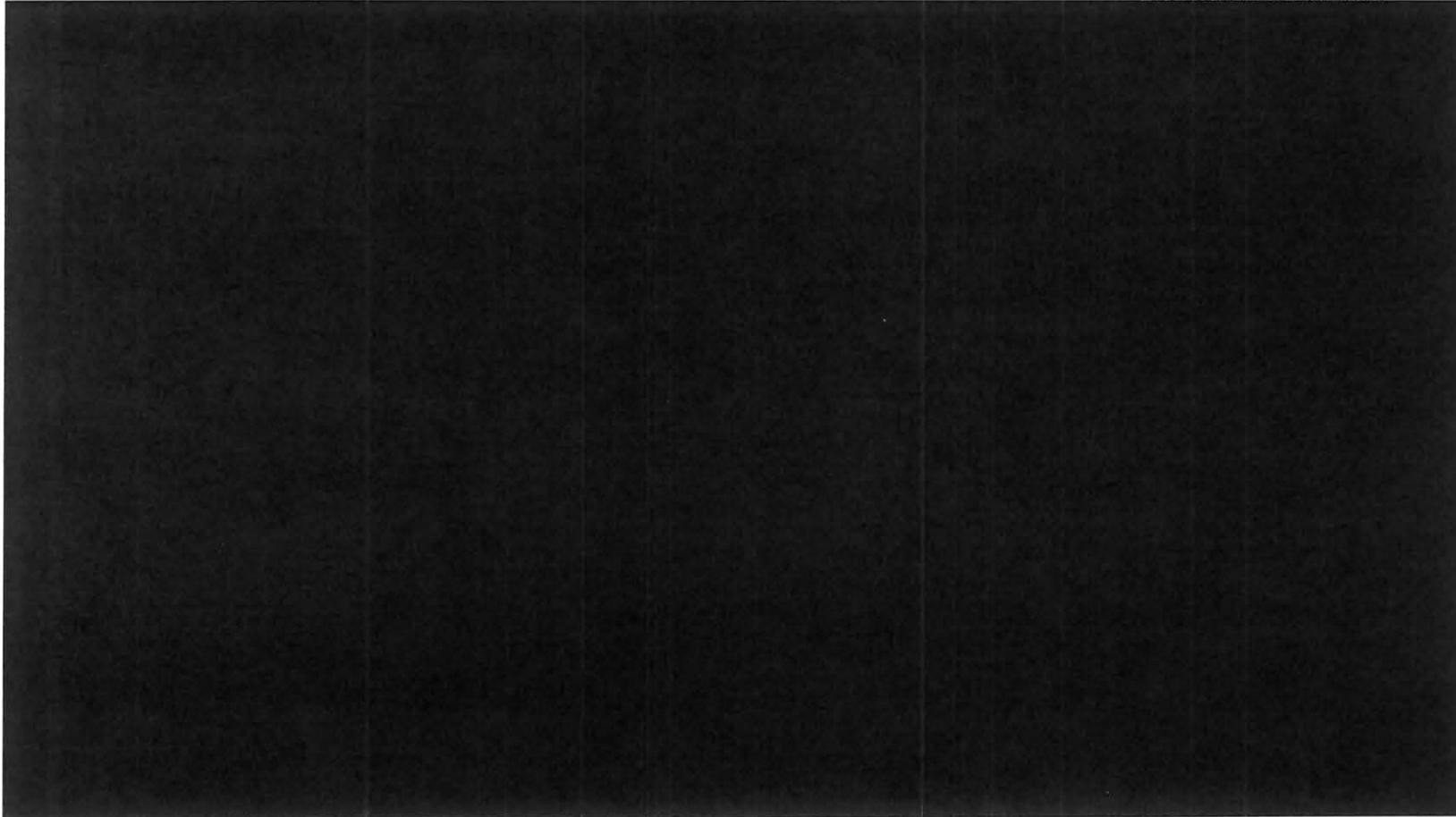


- 凡例
- 警報ベル
  - 消火器
  - ⊕ 消火栓
  - ⌂ 非常口

別表第2(その1)

非常設備位置図

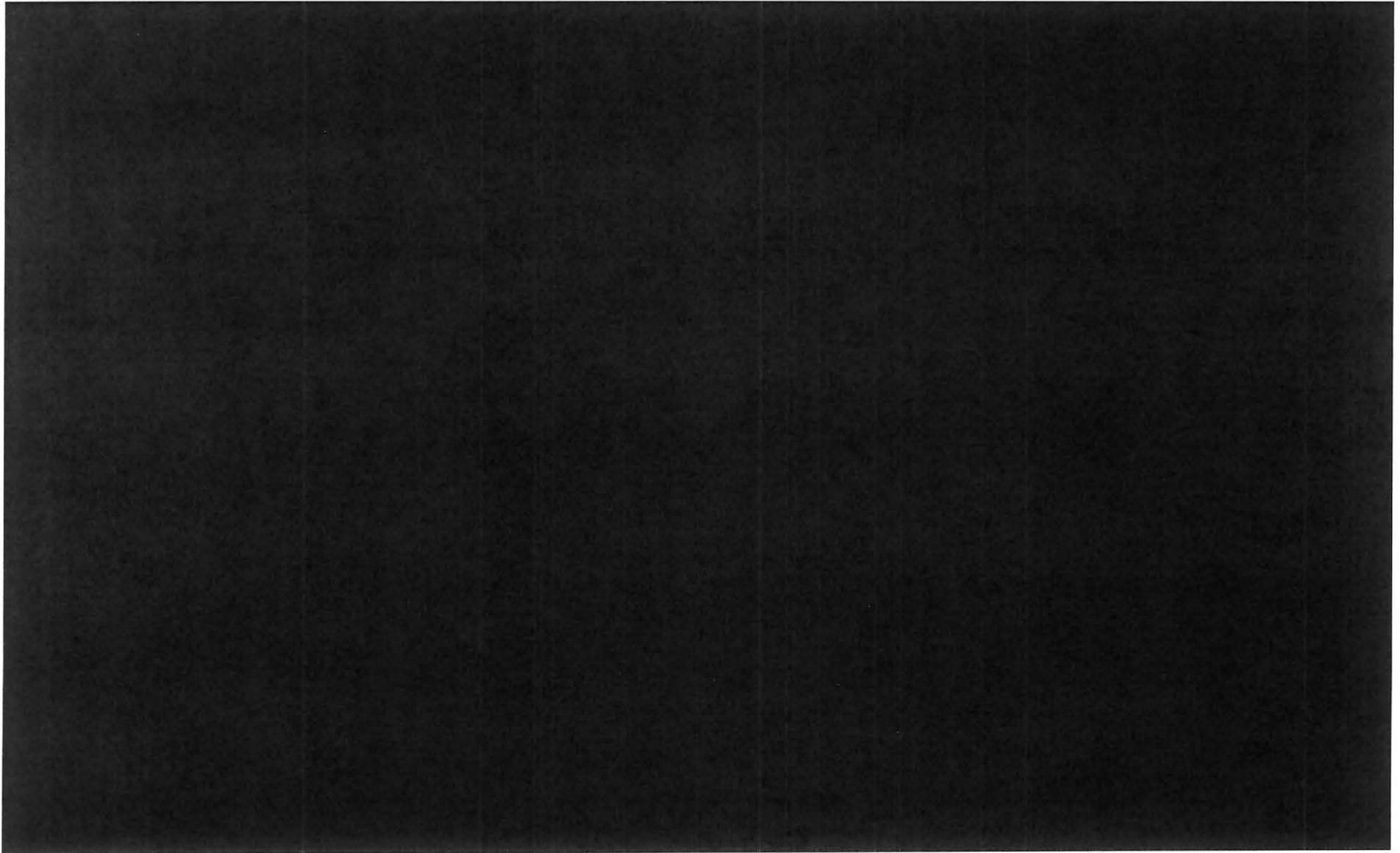
福岡出入国在留管理局那覇支局



凡例

- ・ 警報ベル
- ◎ 消火器
- ▲ 消火栓
- ▨ 非常口

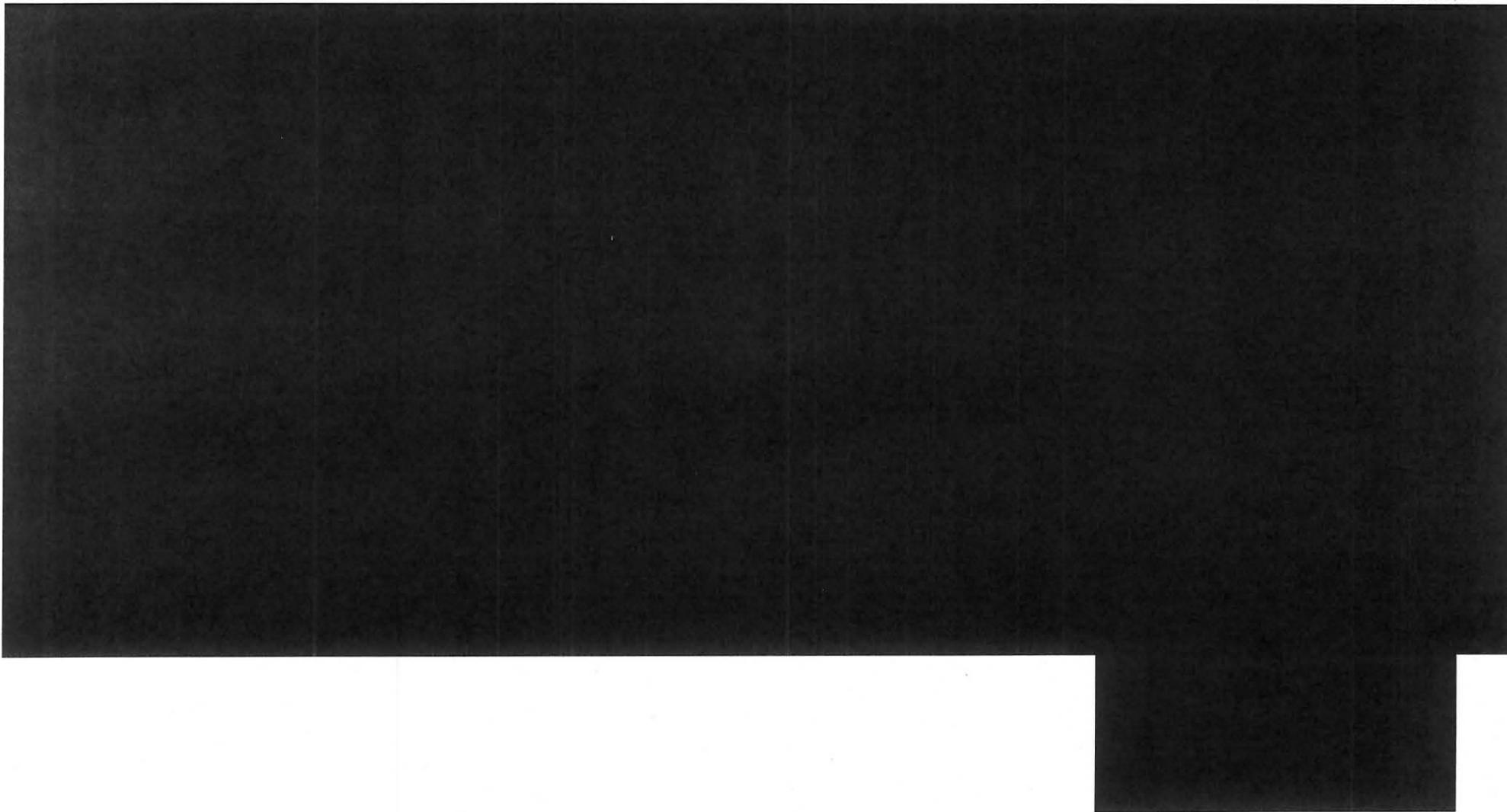
別表第2 (その2)

A large black rectangular redaction covers the entire table content, obscuring all data and headers. The redaction is a solid black block that spans the width and height of the table area.

別表第3

警備配置図

福岡出入国在留管理局



別表第4

警 備 配 置 図

福岡出入国在留管理局那覇支局

